

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで
昭和53年1月12日から61年12月31日までA社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、同僚から提出された給料明細書及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、申立期間当時、A社は、昭和61年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

しかし、商業・法人登記簿謄本によると、A社は、昭和62年1月20日に株主総会の決議により解散となっており、申立期間当時は、法人事業所であることが確認できる上、同社においてB職7人が就任していることが確認できるほ

か、雇用保険の被保険者記録によると、複数の同僚が申立期間において同社で雇用保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時は、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和63年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62年1月から同年4月までは24万円、同年5月は20万円、同年6月から63年4月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月13日から63年5月1日まで

A社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和62年1月13日になっているが、勤務期間中に事業所の名称が変わったものの、平成18年まで継続して勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給料明細書、雇用保険の被保険者記録、申立人が名前を挙げた同僚が保管する昭和62年分の源泉徴収票、63年分の源泉徴収簿及び当該同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和62年1月13日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所の閉鎖日は平成14年12月3日となっている上、申立期間に当該事業所で雇用保険の被保険者記録を有する者が6人確認できることから、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書及び前述の同僚

の供述において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 4 月までは 24 万円、同年 5 月は 20 万円、同年 6 月から 63 年 4 月までは 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は既に死亡していることから確認はできないものの、申立期間において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主は社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4258

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで
昭和 47 年 10 月 1 日から 51 年 1 月 25 日まで A 社本店の正社員として B 業務に従事したが、年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間を含む昭和 47 年 9 月 23 日から 51 年 1 月 25 日までの期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人は昭和 50 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、これは厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録と一致している上、当該事業所は、「保存されていた失業保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人は、申立期間において当社に継続して勤務していたことは確認できるが、申立人が当社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和 50 年 3 月 1 日であり、申立期間については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 6 人（申立人が名前を挙げた同僚 4 人を含む。）に照会し、3 人から回答が得られたところ、当該 3 人が記憶する自身の入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期は、一人は入社してから 44 か月後に、他の一人は入社してから 78 か月後に、残る一

人は入社から10年間は同保険に未加入のまま、一旦退社し、再度入社してから2か月後に、それぞれ同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該3人のうち2人は、「当時の従業員は、年金制度への関心よりも、給与が低額であったことから、さらに手取額が減ることを嫌がっていた。厚生年金保険に加入するようになったのは、昭和50年頃からであった。」と供述しており、そのうち一人は、「厚生年金保険に加入する前は、厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」と供述している。

これらのことを踏まえると、申立期間当時、事業主は、従業員について一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 10 月 5 日まで

申立期間は、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時、一緒に勤務した同僚二人の厚生年金保険被保険者記録が確認できたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人はA社にB職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 20 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の代表取締役は既に死亡していることから、商業・法人登記簿謄本の記録により、当時のC職に照会したものの、「申立期間当時の資料が保存されていないため、申立人の勤務状況等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚 3 人はいずれも、「社長の自宅 2 階で、申立人と一緒に寄宿していた記憶はあるが、その期間までは分からない。」と供述しているほか、そのうち一人は、オンライン記録によると、自身が記憶する入社時期から約 1 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた 20 人に照会したところ、回答が得ら

れた14人のうち7人は、申立人のことを記憶しているものの、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができない上、そのうち一人が申立人と同じB職として勤務していた同僚の姓を挙げているが、被保険者名簿には当該同僚の名前は見当たらない。

加えて、申立期間当時、給与及び社会保険の事務担当であった者は、「社会保険の加入については、社長や上司が判断していたが、社会保険事務所(当時)からの保険料請求額と給与からの控除額をその都度確認していたので、厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することはなかった。」と供述している。

その上、当該事業所に係る被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、一方、同名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 18 日から 45 年 1 月 25 日まで
② 昭和 45 年 2 月 27 日から同年 11 月 28 日まで
③ 昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 4 月 1 日から 51 年 9 月 11 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①から④までについては脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。

脱退手当金を受け取った記憶がないので、全ての申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立人が申立期間④において勤務していた事業所を退職した約1年5か月後の昭和53年3月3日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間①から④までの脱退手当金が同年同月6日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間①から④までの脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人が申立期間④において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 2 月頃から同年 12 月頃まで

申立期間について、A社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A社には、平成元年 2 月 12 日にB新聞に掲載された求人広告を見て応募し、採用となって勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人の妻の供述から判断すると、申立人が申立期間のうち、平成元年 4 月 18 日から同年 12 月 4 日までの期間はA社(本社: C市) D事業所において、同年 12 月 20 日から同年 12 月 29 日までの期間はA社(本社: E市) F営業所において、それぞれ勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記 2 社の後継会社であるA社は、「書類の保管期限経過により、当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。また、当時の厚生年金保険の取扱いについて、本人が希望した場合は、同保険に加入させていなかった可能性がある。」と回答している。

また、A社D事業所について、申立人は既に死亡しており、申立人の妻も当時の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間当時、同社同事業所において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚 17 人に照会し、10 人から回答を得られたところ、複数の同僚は、「厚生年金保険に加入していない者がいたため、同保険の取扱いについては、希望制であった

と思う。」と供述しており、この供述は、前述の事業主の回答と符合している。

さらに、前述の回答を得られたいずれの同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

加えて、A社F営業所について、後継会社であるA社は、「当時、F営業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、従業員については、G市に本社があった関連会社のA社で厚生年金保険に加入させていた。」としているものの、申立人の妻は同僚の名前を記憶していない上、オンライン記録からも、当時、申立人と一緒にF営業所に勤務していた者を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4262

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年12月31日まで
A社で厚生年金保険に加入していた期間のうち申立期間について、標準報酬月額は53万円であったが、年金記録によると8万円となっている。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成5年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の6年1月6日付けで、3年12月1日に遡って53万円から8万円に減額訂正処理されている上、同社の役員一人についても、申立人と同様に、減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる上、オンライン記録においても申立人が当該事業所の事業主とされていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料の支払が遅滞していたことがあり、この件で一度だけ社会保険事務所（当時）に行った記憶があるが、当時は入退院を繰り返していたため入社しないことも多く、標準報酬月額の遡及減額訂正処理については承知していない。」としているが、当時の事務担当者は、「申立人の入院中も申立人の指示に基づいて業務を行っており、申立人の許可を得ずに会社印を使用することはなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同日の平成5年12月31日付けで健康保険任意継続被保険者となっていることが確認できるところ、B協会は、「申立人は、平成5年12月31日から7年11月11日まで健康保険任意継続被保険者として健

康保険に加入し、任意継続健康保険料の算定基礎となる当該期間の標準報酬月額が8万円である。」旨回答しており、申立人は、減額訂正処理後の標準報酬月額（8万円）に基づく任意継続健康保険料を1年11か月間納付していたことを踏まえると、申立人が、当該標準報酬月額の減額訂正処理を承知していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間について、A事業所（現在は、B事業所）において、アルバイトとしてC職の補助業務を行っており、その間は厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、A事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、B事業所は、「申立人は、国立の事業所で国家公務員の非常勤職員として雇用されていたため、厚生年金保険には加入していなかった。非常勤職員を厚生年金保険に加入させるようになったのは、平成7年以降である。」と回答している。

また、申立人が当時の事務担当者であったとして名前を挙げた一人及びB事業所が申立人と同じ課で勤務していた者として名前を挙げた一人の計二人は、いずれも、「申立期間当時、私は給与事務を担当していたが、申立人の雇用形態は非常勤のアルバイトであり、A事業所は国の機関であったため、申立人を厚生年金保険等に加入させていなかった。申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったことは確かである。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。